

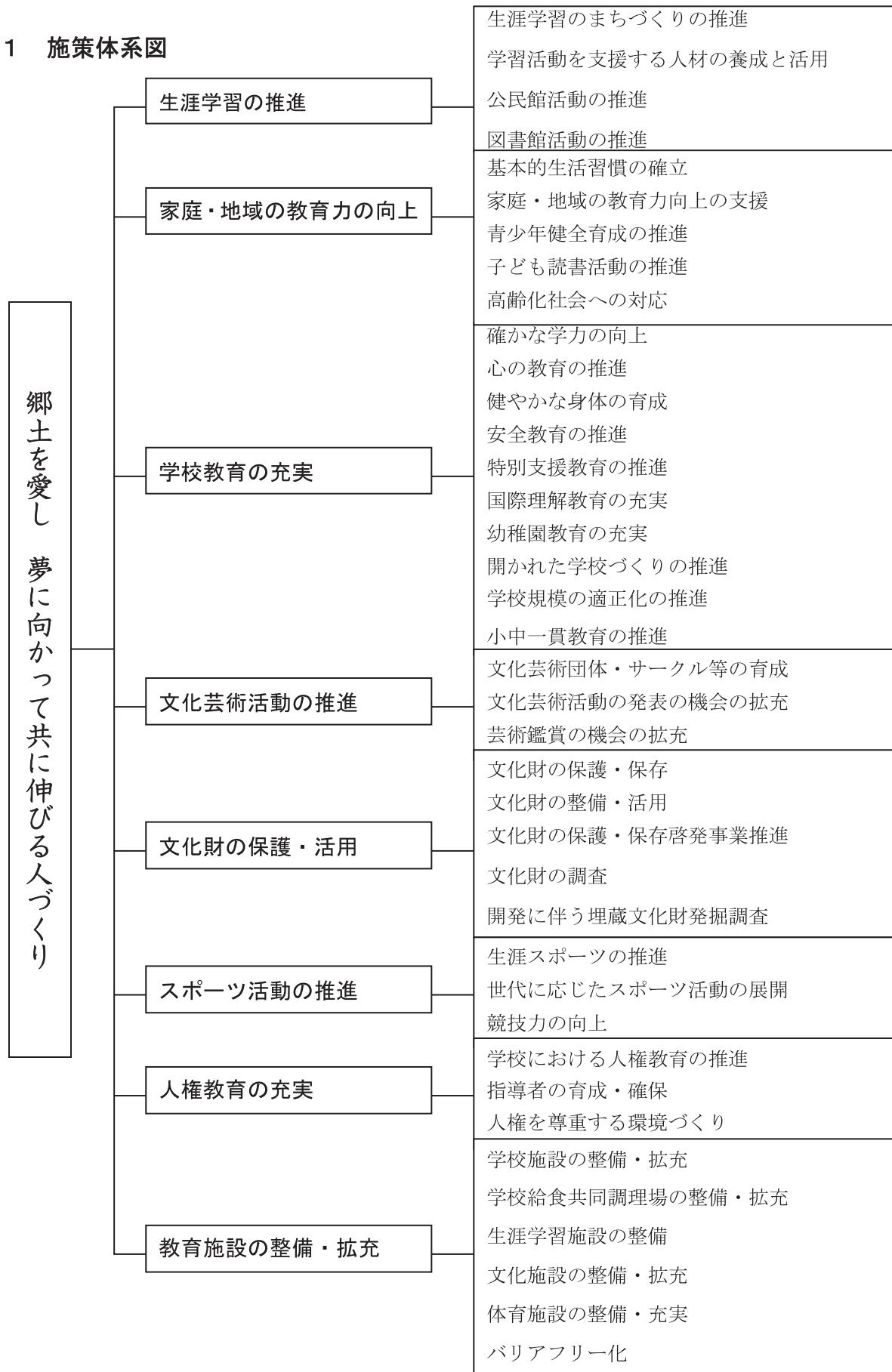
## ■ 第3章 基本施策

---

今後5年間に取り組む施策の方向性

## 第3章 基本施策（今後5年間に取り組む施策の方向性）

### 1 施策体系図



## 2 教育委員会・委員会事務局の充実

本市教育委員会では、今後ますます複雑・多様化する各種の教育問題について、より大所高所からさまざまな意見を出し合い審議する教育委員会、そして、柔軟できめ細かい対応が可能となる委員会事務局の確立と運営をめざします。

### ① 教育委員会

引き続き、より幅広く委員から意見を聴き、教育行政についての課題を審議するため6人体制を堅持します。また、委員の選任にあたっては、保護者である者を含み、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから市長が議会の同意を得て選任します。

教育委員会が、合議制の執行機関として本来の機能を發揮し、適切な意思決定を迅速に行っていくためには、委員が委員会会議において常に活発に議論し、適切な意思決定を行う必要があります。このため、会議の回数を増やすとともに、夜間開催など開催時間を工夫し、委員による議論の機会を最大限確保すること、また、十分な審議ができるように、案件の内容を事前に委員に説明することなどに努めます。

なお、委員会の意思決定過程を、首長や議会同様、住民から見えやすくするため、委員会会議の公開を徹底し、会議の開催を積極的に広報するとともに、開催時間や場所について地域住民ができるだけ傍聴しやすいように配慮するとともに、会議開催後は、できる限り速やかに会議録を作成し、市ホームページなどにより公開することを検討します。

さらに、教育委員会の意思決定に地域住民の意向を反映させるために、委員自身がさまざまな場を通じて地域住民の意向を把握するべく、公聴会の開催や移動教育委員会の開催、また、学校等の教育機関への訪問、所管教育行政機関の状況把握、P T Aをはじめとする教育関係団体はもちろんのこと、警察、経済団体、大学などとの意見交換の場を設けることに努めます。

### ② 委員会事務局

時期を失すことなく、適時迅速かつ的確な事務事業の執行に務めるべく、隨時、事務局処務規則を見直し、事務分掌の的確な把握と運営、決裁区分の見直しなどに努めます。

また、教育行政の質は、指導主事、社会教育主事など専門的職員の存在が重要であり、その配置を充実することが重要です。特に、指導主事は学校指導に必要な一定数が配置されていますが、指導的役割を担うにふさわしい人材を確保しつつ、学校全体に対する専門的な指導にあたらせることとします。

そして、文化財保護以外の文化、スポーツ、学校教育・社会教育に関するもの以外の生涯学習支援に関する事務は、学校教育や社会教育との連携や事業の安定・継続の点での利点が重視され、これまで主として教育委員会が担任してきました。

完全学校週五日制のもと、家庭、学校、地域社会が連携して子どもたちを育成していくことがますます重要になります。また、学校教育が生涯学習の基礎を培うものとして位置づけられていることからも、文化、スポーツ、学校教育・生涯教育に関するもの以外の生涯学習支援に関する事務は、基本的に今後も学校教育・社会教育と一体的に教育委員会において執行されることが望ましいと考えます。

一方、文化、スポーツ、学校教育・社会教育に関するもの以外の生涯学習支援に関わる行政分野は、地域づくりの観点から首長部局との関係も深く、首長部局で担当する場合は新規事業の企画や予算確保、他の行政分野における諸施策との連携協力、大学等との連携といった点で利点があるところです。このため、現在では、文化、スポーツに関する事務について、教育委員会の事務を首長に委任したり首長部局の職員に補助的に行わせたりする方法により事務を執行している事例もあります。

こうした事例を踏まえ、文化、スポーツ等に関する事務について、より効果的な行政運営について、引き続き研究を進めます。

なお、国において、教育委員会制度の抜本的見直しが言われていますが、こうした動きにも注視して、制度の運営にあたります。